

仲裁法等の改正に関する中間試案に対する意見書

2021年（令和3年）4月15日

日本弁護士連合会

目次

第1部	仲裁法の見直し	1
第1	暫定保全措置に関する規律	1
1	暫定保全措置の定義（類型）	1
2	暫定保全措置の発令要件	2
3	暫定保全措置の担保	2
4	予備保全命令	3
5	暫定保全措置の変更等	3
6	事情変更の開示	4
7	暫定保全措置に係る費用及び損害	4
8	暫定保全措置の承認及び執行	5
第2	仲裁合意の書面性に関する規律	8
第3	仲裁関係事件手続に関する規律	9
1	仲裁関係事件手続における管轄	9
2	仲裁関係事件手続における移送	9
3	仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略	13
第2部	調停による和解合意の執行決定等に関する規律の創設	15
1	定義	15
2	適用範囲	16
3	一定の紛争の適用除外	20
4	和解合意に基づく民事執行の合意	21
5	一定の和解合意の適用除外	22
6	書面によってされた和解合意	23
7	和解合意の執行決定	24
8	和解合意の執行拒否事由	25
9	和解合意の援用	27
第3部	民事調停事件の管轄に関する規律の見直し	27

本年3月19日に意見募集に付された仲裁法等の改正に関する中間試案に対して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1部 仲裁法の見直し

第1 暫定保全措置に関する規律

1 暫定保全措置の定義（類型）

(1) 仲裁法第24条第1項を、次のように改める。

仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、暫定措置又は保全措置を発することができる。

(2) 仲裁法第24条第1項に規定する暫定措置又は保全措置とは、仲裁判断があるまでの間、仲裁廷が当事者に対して一時的に次の各号に掲げる措置を講ずることを命ずるものをいう。

- ① 仲裁手続に付された民事上の紛争の対象の現状を変更しない措置又はその現状が変更されたときはこれを原状に回復する措置
- ② 現に生じ若しくは急迫した損害若しくは仲裁手続の円滑な進行の妨害を防止する措置又はこれらの損害若しくは妨害を生じさせるおそれのある行為をやめる措置
- ③ 仲裁判断を実現するために必要な財産を保全する措置
- ④ 仲裁手続に付された民事上の紛争の解決のために必要な証拠を保全する措置

(参考) 改正モデル法第17条

- 1 当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、当事者の申立てにより、暫定保全措置を認めることができる。
- 2 暫定保全措置とは、仲裁判断の形式によるか又はその他の形式によるかを問わず、あらゆる一時的な措置であって、紛争についての終局的な判断である仲裁判断を下す前の時点において、仲裁廷が、当事者に以下に掲げる措置を命じるものをいう。
 - (a) 紛争を解決するまで現状を維持し又は現状を回復する措置
 - (b) 現在の若しくは切迫した損害又は仲裁手続に対する妨害を防止するための措置、又はそれらの原因となる虞のある行為を差し控えさせるための措置
 - (c) 将来の仲裁判断を実現するために必要な資産の保全手段を提供する措置
 - (d) 紛争の解決に関連しかつ重要である可能性のある証拠を保存する措置

【意見】

賛成する。

【理由】

仲裁廷が命ずることができる暫定措置又は保全措置の内容を明確にする規律を設けることは有益である。

また、上記規律の内容は国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）20

06年改正モデル仲裁法（以下「モデル仲裁法」という。）を反映しており、適切である。

2 暫定保全措置の発令要件

(1) 前記1(2)①から③までの規定に基づく暫定措置又は保全措置の申立てをするときは、次の各号に掲げる事項を証明しなければならない。

① 申立人に生ずる著しい損害を避けるため当該暫定措置又は保全措置を必要とすること。

② 本案について理由があるとみえること。

(2) 前記1(2)④の規定に基づく暫定措置又は保全措置の申立てについては、前記(1)各号の規定は、適用しない。

(参考) 改正モデル法第17A条

1 第17条第2項(a)、(b)及び(c)に基づく暫定保全措置を申し立てる当事者は、次に掲げる事項を仲裁廷に証明しなければならない。

(a) 暫定保全措置が発令されなければ、損害賠償を命じる仲裁判断によっては十分に償えない損害が生じる可能性が大きく、かつ、その損害が当該措置が認められた場合に措置の対象となる当事者に生じうる損害を実質的に上回ること、及び、

(b) 申立人が、請求事件の本案において勝利する合理的な見込みがあること。ただし、この見込みに関する決定は、仲裁廷がその後に決定を行うに際しての裁量判断には影響を与えない。

2 第17条第2項(d)に基づく暫定保全措置の申立てについては、本条第1項(a)及び(b)の要件は、仲裁廷が適当と判断する場合にのみ適用される。

【意見】

賛成する。

【理由】

暫定保全措置の定義（類型）について明文の規律を整備することとした場合、その発令要件についても、関係者の予見可能性を確保する観点から、明文の規律を整備することが相当である。

また、上記規律の内容はモデル仲裁法を反映しており、適切である。

3 暫定保全措置の担保

仲裁法第24条第2項を、次のように改める。

仲裁廷は、暫定措置又は保全措置の申立てをした当事者に対し、前項の暫定措置又は保全措置を発するについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

(参考) 改正モデル法第17E条第1項

仲裁廷は、暫定保全措置を申し立てた当事者に対し、同措置に伴う適切な担保の提供を求めることができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

現行仲裁法第24条第2項が定める担保は、これを提供した当事者（暫定保全措置の申立人）が反対当事者（暫定保全措置に従った当事者）に対して負う損害賠償債務の担保としての性質を有すると解されており、仲裁廷が担保提供を命ずることができる者を暫定保全措置の申立人に限定することは相当である。

また、上記規律の内容はモデル仲裁法を反映しており、適切である。

4 予備保全命令

予備保全命令については、特に規律を設けないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

仲裁廷が一方のみの申立てを聴いて暫定措置又は保全措置を命ずることができるかについては議論があること、密行性がある場合の保全処分としては裁判所の仮差押えや係争物仮処分（それらの異議、取消手続を含む。）を申し立てる方法が残されていることに照らして、予備保全命令を置いた場合に、現行の裁判所の保全措置との解釈の整合性が論点になり得るとともに、実務的実益が少ないことを総合的に勘案すると、今回の改正では追加制度としての予備保全命令を置かないことが相当である。

5 暫定保全措置の変更等

仲裁廷は、当事者の申立てにより、仲裁法第24条第1項の規定により発した暫定措置又は保全措置を取り消し、変更し又はその効力を停止することができる。ただし、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定措置又は保全措置を取り消し、変更し又はその効力を停止することができる。

(参考) 改正モデル法第17D条

仲裁廷は、当事者の申立てに基づき、又は例外的な状況下で当事者に事前の通知をした場合には職権により、自らが認めた暫定保全措置又は予備保全命令を、変更し、停止し又は終了させることができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

仲裁廷がいかなる場合に暫定措置又は保全措置を取り消し、変更し又はその効力を停止することができるかを明確にすることは適切である。

また、上記規律の内容はモデル仲裁法を反映しており、適切である。

6 事情変更の開示

仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、暫定措置若しくは保全措置又はその申立ての基礎となった事実に係る重要な変更について、その速やかな開示を求めることができる。

(参考) 改正モデル法第17F条第1項

仲裁廷は、すべての当事者に対し、暫定保全措置が申し立てられ又は認められた基礎に関連するあらゆる重要な事情の変更を、速やかに開示するよう求めることができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

当事者に対して暫定措置又は保全措置についての事情変更を開示することを可能にする仲裁廷の権限を定める規定を設けることは適切である。

また、上記規律の内容はモデル仲裁法を反映しており、適切である。

7 暫定保全措置に係る費用及び損害

(1) 暫定措置又は保全措置をした後において、その要件を欠くことが判明したときは、仲裁廷は、いつでも、暫定措置又は保全措置の申立てをした当事者に対し、当該措置によって他の当事者に生じた全ての費用及び損害の賠償を命ずることができる。

(2) 前記(1)の命令は、仲裁判断としての効力を有する。

(参考) 改正モデル法第17G条

暫定保全措置又は予備保全命令を申し立てた当事者は、仲裁廷が、事情に照らして当該措置または当該命令は認められるべきではなかったと事後に判断したときは、当該措置又は当該命令によっていかなる当事者に対して生じたいかなる費用及び損害であれ、これについて責任を負う。仲裁廷は、仲裁手続におけるいかなる時点においても、かかる費用及び損害の賠償を命じることができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

事後的に暫定保全措置の発令が不当であったことが判明した場合において、当該措置に係る費用及び損害の賠償を当該措置の申立人に命ずることができる規定を設けること、及びその命令が仲裁判断としての効力を有することを明確にする規定を設けることは適切である。

また、上記規律の内容はモデル仲裁法を反映しており、適切である。

8 暫定保全措置の承認及び執行

(1) ア 暫定措置又は保全措置（仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下、この(1)及び(2)において同じ。）は、その効力を有する。ただし、当該暫定措置又は保全措置に基づく民事執行をするには、後記(2)による執行決定がなければならない。

イ 前記アの規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合（①から⑧までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。）には、適用しない。

① 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

② 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令（当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令）によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

③ 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続（暫定措置又は保全措置に関する部分に限る。以下④及び⑥において同じ。）において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受けなかったこと。

④ 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。

⑤ 暫定措置又は保全措置が、仲裁合意若しくは当事者間の別段の合意又は暫定措置若しくは保全措置の申立ての範囲を超えて発せられたものであること。

⑥ 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであったこと。

⑦ 仲裁廷が暫定措置又は保全措置の申立てをした当事者に対して相当な担保を提供すべきことを命じた場合において、その者が当該命令に違反したこと。

⑧ 暫定措置又は保全措置が仲裁廷（仲裁地が属する国（当該暫定措置若しくは保全措置に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法

令である場合にあっては、当該国)の法令によりその権限を有する場合には、当該国の裁判所)により取り消され、又はその効力を停止されたこと。

⑨ 暫定措置又は保全措置が日本の法令によって執行することができないものであること。(注)

⑩ 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

⑪ 暫定措置又は保全措置の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。

ウ 前記イ⑤に掲げる事由がある場合において、当該暫定措置又は保全措置から同⑤に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該暫定措置又は保全措置のその他の部分をそれぞれ独立した暫定措置又は保全措置とみなして、前記イの規定を適用する。

(2) ア 暫定措置又は保全措置に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定(暫定措置又は保全措置に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。)を求める申立てをすることができる。

前記アの申立てをするときは、暫定措置又は保全措置の命令書の写し、当該写しの内容が暫定措置又は保全措置の命令書と同一であることを証明する文書及び暫定措置又は保全措置の命令書(日本語で作成されたものを除く。)の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、暫定措置又は保全措置の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとすることができる。

イ 前記アの申立てを受けた裁判所は、暫定措置又は保全措置の取消し、変更又はその効力の停止を求める申立てがあったことを知った場合において、必要があると認めるときは、前記アの申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、前記アの申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。

ウ 前記アの申立てに係る事件は、仲裁法第5条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる裁判所及び請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

エ 裁判所は、前記アの申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

オ 前記アの申立てに係る事件についての仲裁法第5条第3項又は前記オの規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

カ 裁判所は、後記ク又はケの規定により前記アの申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。

キ 裁判所は、前記アの申立てがあった場合において、前記(1)イ各号に掲げる事由のいずれかがあると認める場合（同イ①から⑧までに掲げる事由にあっては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。

ク 前記(1)イ⑤に掲げる事由がある場合において、当該暫定措置又は保全措置から同⑤に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該暫定措置又は保全措置のその他の部分をそれぞれ独立した暫定措置又は保全措置とみなして、前記クの規定を適用する。

ケ 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、前記アの申立てについての決定をすることができない。

コ 前記アの申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(注) 本文 8 (1) イ①から⑪までの規律は、いずれも暫定保全措置が効力を有しないこととなる事由で、かつ、執行決定の申立てを却下することができる事由として提案するものであるが、同⑨の規律については、執行決定の申立てを却下することができる事由としてのみ定めるとの考え方もある。

(参考) 改正モデル法第 17 H 条第 1 項、第 17 I 条第 1 項及び第 36 条第 1 項
第 17 H 条第 1 項

仲裁廷によって発令された暫定保全措置は、拘束力を有するものとして承認されなければならない。仲裁廷が異なる判断をした場合を除き、それが発令された国にかかわらず、第 17 I 条の規定に従うことを条件として、管轄権を有する裁判所に対する申立てに基づいて、執行されなければならない。

第 17 I 条第 1 項

暫定保全措置の承認又は執行は、次の場合に限り、拒絶することができる。

(a) 相手方である当事者の申立てに基づいて、裁判所に対して次の事由が証明された場合

(i) 当該拒絶が、第 36 条第 1 項(a)(i), (ii), (iii)若しくは(iv)に規定する理由により、正当化されること、又は、

(ii) 仲裁廷が発令した暫定保全措置に関する担保提供についての決定が遵守されていないこと、又は、

(iii) 暫定保全措置が、仲裁廷、又は、仲裁が行われた国の裁判所若しくは当該暫定保全措置が認められた法が属する国の裁判所が終了若しくは停止の権限を有する場合は当該裁判所によって、終了又は停止させられたこと、又は、

(b) 裁判所が次の事由を認めた場合

(i) 暫定保全措置が裁判所に与えられた権限と相容れないこと。ただし、裁判所が当該暫定保全措置を執行するために、自らの権限及び手続に適合させるのに必要

な範囲において、その実質を変更することなく、当該暫定保全措置を再構成する旨の決定をする場合は、この限りでない。又は、
(ii) 第36条第1項(b)(i)又は(ii)に規定する事由のいずれかが、暫定保全措置の承認及び執行について適用されること。

第36条第1項

仲裁判断の承認又は執行は、それがなされた国のいかににかかわらず、次の各号に掲げる場合にのみ、拒否することができる。

(a) 仲裁判断が不利益に援用される当事者の申立てにより、その当事者が承認又は執行の申立てを受けた管轄裁判所に次の事由の存在を証明した場合

(i) 第7条に定める仲裁合意の当事者が、制限行為能力者であったこと、又はその仲裁合意が、当事者がその準拠法として指定した法律若しくはその指定がなかったときは、仲裁判断がなされた国の法律により、有効でないこと、又は

(ii) 仲裁判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選任若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと、又はその他の理由により防御することが不可能であったこと、又は

(iii) 仲裁判断が仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にはない紛争に関するものであること又は仲裁に付託された範囲を超える事項に関する判断を含むこと。但し、仲裁に付託された事項に関する判断が、付託されなかった事項に関する判断から区分することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判断を含む仲裁判断の部分は、承認し、かつ、執行することができる、又は

(iv) 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと、又はかかる合意がないときは、仲裁が行われた国の法律に従っていなかったこと、又は

(v) (略)

(b) 裁判所が次のことを認めた場合

(i) 紛争の対象事項が、この国の法律により、仲裁による解決が不可能であること、又は

(ii) 仲裁判断の承認又は執行が、この国の公序に反すること。

【意見】

賛成する。

【理由】

暫定保全措置の承認及び執行に関する規定を設けることは適切である。

上記(1)の規律の内容はモデル仲裁法を反映しており、適切である。

上記(2)の規律の内容は、仲裁判断の執行決定に係る関連規定（現行仲裁法第46条第2項ないし第10項）に倣った内容であり、裁判所が相当と認める場合に暫定保全措置の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文の提出を要しないとする規定も含め、適切である。

第2 仲裁合意の書面性に関する規律

1 仲裁法第13条第2項を、次のように改める。

仲裁合意は、書面によってしなければならない。

2 仲裁法第13条第3項として、次の規定を加える。

仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によってされたものとする。

(参考) 改正モデル法 (オプションI) 第7条第2項及び第3項

2 仲裁合意は、書面によらなければならない。

3 仲裁合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、仲裁合意又は契約が口頭、行為又はその他の方法により締結されたとしても、書面によるものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

現行仲裁法第13条第2項の定めは通信技術の発展を反映していない内容となっており、モデル仲裁法を反映した改正を行うことは、適切である。

第3 仲裁関係事件手続に関する規律

1 仲裁関係事件手続における管轄

仲裁法第5条において、同条第1項及び第2項の規律に加え、次のような規律を設ける。

(1) 仲裁地が日本国内にある場合において、第1項の規定による管轄裁判所が定まらないときは、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(2) 第1項に規定する事件について、同項第3号の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その申立てをすることができる。

ア 東京高等裁判所，名古屋高等裁判所，仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）

東京地方裁判所

イ 大阪高等裁判所，広島高等裁判所，福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。）

大阪地方裁判所

2 仲裁関係事件手続における移送

仲裁法第5条において、同条第3項の規律に加え、次のような規律を設ける。（注）

裁判所は、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、

当該事件の全部又は一部を第2項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。

(注) この規律を新設する場合には、仲裁法第44条第3項及び第46条第5項を削るなど、所要の整備を行うことが考えられる。

【意見】

賛成する。ただし、仲裁法第5条第1項第1号及び同項第2号の場合に東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の競合管轄を認めることも、併せて検討すべきである。

【理由】

1 仲裁手続に関して裁判所が行う手続の管轄の在り方について

仲裁は、当事者自治に基づく紛争解決制度であることから、我が国の仲裁法は、国家機関である裁判所の介入を限定し、仲裁手続に関しては、裁判所は、同法に規定する場合に限りその権限を行使することができることとしている（仲裁法第4条）。他方で、同法により裁判所がその権限を行使することができるとする手続は、裁判所による援助・監督により、仲裁手続を円滑・迅速かつ適正に進めることに資するもので、その手続の適正化・迅速化・利便性の向上を図ることは、仲裁制度の活性化に資するだけでなく、国際仲裁について、その合意をしようとする当事者に対し、我が国を仲裁地とすることについての動機となるもので、我が国における国際仲裁活性化に資する重要なものと言える。

2 現行仲裁法の管轄規律について

現行の仲裁法は、仲裁関係事件の各手続についての事物管轄は、地方裁判所と定め、土地管轄については、次のとおり定めている（仲裁法第5条第1項）。

一 当事者が合意により定めた地方裁判所

二 仲裁地（一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。）を管轄する地方裁判所

三 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

ただし、裁判所による証拠調べの手続については、上記の地方裁判所に加えて、尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所に（同法第35条第3項第2号）、仲裁判断に基づく民事執行決定の手続については、仲裁法第5条第1項に掲げる地方裁判所に加えて、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所に（同法第46条第4項）、管轄を認めている。

そして、これらの規定により、二以上の裁判所が管轄権を有する場合は、先に申立てのあった裁判所が事件を管轄することとし（同法第5条第2項）、管轄違いの場合は、申立て又は職権で管轄裁判所に移送すべきこととし（同条第3項）、

仲裁判断の取消し及び執行決定の手續については、管轄権を有する裁判所に申し立てられた場合であっても、裁判所は、「相当と認める」ときは、裁量により、当該手續について管轄権を有する他の裁判所に事件を移送することができるとしている（同法第44条第3項、第46条第5項）。

3 現行仲裁法の管轄規律の見直しの必要性について

仲裁に関する裁判手續を適正・迅速そして安定的に行い、仲裁、特に国際仲裁を活性化させる観点からすると、裁判所の手續の進行及び判断が遅延し、安定性を欠くことは、仲裁手續の当事者と裁判所の双方にとって、多くの時間・労力を要するという負担を負わせるもので、望ましいこととは言えない。

しかし、上述の現行の仲裁法の管轄の規律では、これまで我が国では仲裁関係事件の件数が少なかったこともあり、仲裁手續やそれに関する裁判手續についての知識・経験が十分ではなく不慣れな裁判所や、国際仲裁に関する手續の場合において、使用された外国語に堪能ではない裁判所が手續を取り扱うことも想定される。また、我が国が仲裁地となっている国際仲裁の場合に、手續の被申立人が我が国に住所・事務所又は営業所を有しないため管轄裁判所が定まらない場合も想定される。しかし、上述の観点からは望ましいことではなく、そのような事態を回避できる規律とすることが求められる。

このような観点から、仲裁手續についての裁判手續の現行の管轄の規律を見直し、利用者の利便性に配慮するとともに、国際仲裁を含む仲裁手續に専門的な能力を有する裁判所により、適正・迅速・安定的に裁判がなされるようにすることが望ましい。

4 管轄に関する規律の見直しの内容について

以上を前提とすると、仲裁手續に関する裁判手續の管轄については、以下の観点から見直すことが相当と考えられる。

- ① 事件の処理を適正・迅速・安定的に行えるか
- ② 我が国における仲裁、特に国際仲裁の活性化に資するか
- ③ 仲裁手續の当事者の負担を軽減できるか
- ④ 仲裁手續の当事者の裁判手續へのアクセスが保障できるか

これらのうち、①及び②の要請を満足させるには、仲裁手續の特質と仲裁手續と裁判手續の関係について専門的知識と経験を有し、外国語についても対応能力を有する裁判所により、手續が行えるようにすることが望ましいと言える。そのためには、そのように事件を処理できる体制を備えることが可能な地方裁判所において集中して審理を行うことが望ましいと言える。

他方で、③及び④の見地からは、当事者にとって利用しやすい裁判所に手續の

申立てができるようにすることが望ましいと考えられる。このように仲裁関係事件手続における裁判管轄については、二つの要請を調和させた規律とすることが相当である。

そこで、以下検討する。

(1) 「管轄の集中」について

上述のとおり、仲裁手続に関する裁判手続が、適正・迅速・安定的に行えるようにするためには、仲裁手続の特質並びに仲裁手続及び裁判手続の関係について専門的知識と経験を有し、国際仲裁については、外国語の対応能力も有する裁判所に管轄を集中させるのが相当と言える。そして、そのような事件処理体制を人的・物的に備えることができる裁判所としては、これまでの実績等を踏まえると東日本については東京地方裁判所に、西日本については大阪地方裁判所に管轄を集中することが相当である（なお、当連合会内には、申立人が消費者の場合に、大規模庁の併存的管轄を認めることによって、消費者に過度の負担が生じることのないように留意すべきであるとの意見もあった。）。

(2) 「管轄の競合」について

仲裁手続に関する裁判手続の管轄を東京地方裁判所・大阪地方裁判所に集中させることは、手続の適正・迅速・安定性を確保し、国際仲裁の活性化を図るためには、上述のとおり相当と考えられるが、他方で、集中管轄裁判所の遠隔地に所在する当事者（手続利用者）にとっては、裁判手続へのアクセスに支障が生じるだけではなく、時間・労力・費用の点において負担を掛けるもので、その利便性を損なうという懸念がある。

そのような問題点は、現行の仲裁法の管轄の規律を存続させ、それらの管轄裁判所と東京地方裁判所・大阪地方裁判所との競合管轄とすることにより回避できる。また、仲裁関係事件手続においては、仲裁地は日本であるにもかかわらず、被申立人が我が国に住所・事務所又は営業所を持たない場合など同条第1項の規律によっても管轄裁判所が定まらないことも想定され、そのような場合も手続を行う必要があることから、最高裁判所規則により、民事訴訟法第10条の2と同様の規律を設けるのが相当である。

なお、中間試案では仲裁法第5条第1項第3号によって管轄地方裁判所が定まる場合に限って東京地方裁判所・大阪地方裁判所の競合管轄を認めることとしている。しかしながら、仲裁手続に関する裁判手続を適正・迅速・安定的に行えるようにする必要性は、仲裁法第5条第1項第3号によって管轄地方裁判所が定まる場合に限らず、同項第2号や同項第3号によって管轄地方裁判所が定まる場合にも同様に妥当し得る。よって、同項第1号及び第2号によって管

轄地方裁判所が定まる場合であっても、上述の懸念を回避するため、その管轄裁判所と東京地方裁判所・大阪地方裁判所との競合管轄とすることを、併せて検討されるのが相当である。

(3) 「仲裁関係事件手続における移送」について

東京地方裁判所・大阪地方裁判所以外の管轄裁判所に申し立てられた場合であっても、上記の要請から相当な理由があれば、当事者の申立て又は裁判所の職権で、集中管轄権を持つ裁判所への移送ができるようにすることにより、手続の適正・迅速・安定性を確保する途を設けることが相当と考えられる。

その観点から、管轄裁判所間の移送について定める仲裁法第5条第3項に、裁判所が相当と認めるときは、申立て又は職権により、事件の一部又は全部を他の管轄裁判所に移送できる旨の規律を加えるべきと言える。

(4) その他について

管轄の規律をどのように定めるかは、裁判手続に求められる要請を踏まえつつ、手続の実情に照らして判断されるべきである。

我が国においては、既に、知的財産権関係訴訟、独占禁止法関係訴訟、ハーグ条約に基づく子の引渡関係訴訟、国際倒産関係訴訟等において管轄の集中がなされているが、それらの訴訟においても、管轄についての規律を定めるに当たっては、それぞれの裁判手続の実情を踏まえた検討を経て定められてきた。

国際仲裁を含む仲裁手続に関する裁判手続については、仲裁についての専門的知識・経験を要するだけでなく、実際の仲裁の審問等の手続が実施されている場所が東京・大阪に集中していることや、国際仲裁の手続においては、英語をはじめとする外国語が使用されているケースが多いこと、最高裁判所により現在進められている裁判手続のIT化の進展により、集中管轄裁判所の遠隔地に所在する当事者の負担の軽減も想定されることから、今後の運用の実情も踏まえて、将来的には、東京地方裁判所・大阪地方裁判所の専属管轄化も検討する必要がある。

なお、「1 仲裁関係事件手続における管轄」(1)及び(2)の規律を設ける場合、それと矛盾する現行仲裁法第5条第2項、並びに同内容となる現行仲裁法第44条第3項及び第46条第5項の各規定を廃止するなど、所要の手当てが必要になると思われる。

3 仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略

(1) 仲裁法第46条第2項を、次のように改める。

前項の申立てをするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について日本語による翻訳文の提出を要しないものとすることができる。

(2) 外国語で作成された書証の訳文添付について、次の規律を設ける。

裁判所は、外国語で作成された文書を提出して書証の申出がされた場合においても、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、その文書の訳文を添付することを要しないものとするすることができる。

【意見】

賛成する。

【理由】

1 国際仲裁を含む仲裁手続においては、英語をはじめとする外国語資料が用いられ、仲裁判断も外国語で作成されることが少なくない。

しかし、我が国の裁判所法第74条によれば、口頭弁論も、裁判所に提出する書類も、日本語を用いることとされ、口頭弁論に関与する者が日本語を解さない場合は、通訳人（「通事」）を立ち合わせ（民事訴訟法第154条）、日本語に翻訳させ、外国語で作成された文書を提出する場合は訳文を添付することが必要（民事訴訟規則第138条）とされている。

そのため、仲裁手続において外国語を使用し、外国語の資料を提出し、外国語で仲裁判断がなされている場合は、我が国での仲裁手続に関する裁判手続において、それらの資料を裁判所に提出し、判断を得るには、日本語の訳文を添付しなければならない。しかし、当事者及び裁判所が訳文を添付しなくても提出された資料の内容を理解でき、適正に判断できる場合にまで訳文の添付を求めることは、手続当事者に対して不必要に多大な費用と時間等の負担を掛けさせることとなり、特に国際仲裁の活性化における支障となるおそれがある。

2 そこで、仲裁手続に係る裁判手続における迅速性を確保し、当事者の負担を軽減して、国際仲裁を活性化させるためには、裁判所に提出する証拠書類については、訳文の添付を不要とすることも検討する必要がある。現にヨーロッパの諸外国においては、国際民事紛争についての裁判手続において、同様の規律が採用されている例がある。

しかし、他方でそのことにより、裁判手続の公正を欠いたり、当事者の手続保障に欠けることとなることは避けるべきである。

この観点からは、裁判所が諸般の事情を総合的に斟酌し、当事者の意見を聞いて

て、相当と考える場合には訳文添付を不要とする扱いができる規律とすることが相当である。

3 証拠書類だけではなく、仲裁法第46条第2項は、外国語で作成された仲裁判断について日本語による翻訳文を提出することとしている。

この規定は、モデル仲裁法第35条第2項の規律に対応したものであるとともに、申立ての趣旨・仲裁判断の特定に必要であることを理由とするものとされている。そうであれば、当事者の申立てにより、裁判所が訳文がなくとも申立ての趣旨・仲裁判断の特定が可能であると判断する場合には、訳文の添付は必要ないと考えられる。この観点から、当事者の申立てにより、裁判所が当事者の意見を聞いて、相当と判断する場合には、外国仲裁判断の一部又は全部の訳文添付を不要とする規律とすることが相当と言える。

なお、このような規律は、仲裁関係手続に止まらず、国際民事訴訟一般においても検討されるべきである。

第2部 調停による和解合意の執行決定等に関する規律の創設

1 定義

この法律（注）において、「調停」とは、その手続の名称や実施の原因にかかわらず、当事者が、一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争（当事者が和解をすることができるものに限る。）について、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない一人又は二人以上の第三者（以下「調停人」という。）の仲介により、和解による解決を試みる手続をいう。

（注）調停による和解合意に執行力を付与することとする場合に、その根拠となる法律を指して「この法律」と記載しているものであり、法制について予断するものではない。

（参考）シンガポール条約第2条第3項

「調停」とは、用いられている表現や手続実施の原因を問わず、当事者が、当事者に対して紛争の解決を強制する権限を有しない単独または複数の第三者（「調停人」という）の援助を受けて、紛争の友好的な解決に至るよう試みる手続をいう。

【意見】

賛成する。

【理由】

調停が行われる対象は法律上の紛争に限られないが、執行力を付与することになる場合の対象となる調停の定義については、執行力を付与する関係上、提案のように「紛争」を限定することは合理性がある。この関連でUNCITRAL国際商事

調停モデル法（以下「モデル調停法」という。）の条項を参考にすることは首肯できる。

2 適用範囲

【甲案－国際性を有する和解合意のみを適用対象とする案】

(1) この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。ただし、和解合意の成立の時に、次に掲げる事由のいずれかがあるときに限る。

- ① 当事者の全部又は一部が互いに異なる国に住所、事務所又は営業所を有するとき。
- ② 当事者の全部又は一部が住所、事務所又は営業所を有する国が、和解合意に基づく義務の重要な部分の履行地又は和解合意の対象である事項と最も密接な関係がある地と異なるとき。
- ③ 当事者の全部又は一部が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するとき（当事者の全部又は一部の発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の総数又は総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を有する者その他これと同等のものとして別途定める者が日本国外に住所又は主たる事務所若しくは営業所を有するときを含む。）。
- ④ 当該紛争に係る民事上の契約又は取引によって生ずる債権の成立及び効力について適用すべき法（当事者が合意により定めたものに限る。）が日本法以外の法であるとき。

(2) 前記(1)①及び②の適用において、当事者が二以上の事務所又は営業所を有するときの事務所又は営業所とは、和解合意の成立の時に、当事者によって知られていたか又は予期されていた事情に照らして、和解合意によって解決された紛争と最も密接な関係がある事務所又は営業所をいう。

【乙案－国際性を有する和解合意に限定せず、国内の事案も適用対象とする案】

乙1案

この法律は、民事上の紛争の解決を目的とする調停において成立し、書面によってされた当事者間の合意（以下「和解合意」という。）について適用する。

乙2案

甲案に、次の規律を加える。

- (3) この法律は、前記(1)の規定にかかわらず、認証紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第2条第3号に規定する認証紛争解決手続をいう。）により成立した和解合意について適用する。（注）

(注) 乙2案は、国際性を有しない和解合意につき、対象となる和解合意の範囲に一定の制限を設ける規律を提案するものであり、その一例として、認証紛争解決手続により成立した和解合意を対象とすることを記載しているが、その範囲について他の規律を設けることを排除するものではない。

(参考) シンガポール条約第1条第1項及び第2条第1項

第1条第1項

本条約は、商事紛争の解決を目的とする調停の結果として生じ、当事者により締結され、書面に記載された合意（和解合意）であって、締結の時に、次の点において国際性を有するものについて適用される。

- (a) 和解合意の当事者のうちの少なくとも2当事者が、異なる国に営業所を有する場合、または、
- (b) 和解合意の当事者が営業所を有する国が、以下のいずれとも異なる場合
 - (i) 和解合意に基づく義務の重要な部分が履行される地
 - (ii) 和解合意の対象事項と最も密接な関連を有する地

第2条第1項

第1条第1項の適用において

- (a) 当事者が2以上の営業所を有する場合の営業所とは、和解合意が締結された時点において当事者によって知られている、または予期されていた事情を考慮して、和解合意によって解決された紛争と最も密接な関連を有する地の営業所をいう。
- (b) 当事者が営業所を有しないときは、その当事者の常居所が関連を有するものとする。

【意見】

乙2案に賛成する。ただし、対象となる調停手続について、認証紛争解決手続に加えて、弁護士が調停人として関与する、あるいは弁護士が調停機関の運営・手続遂行に関与する調停手続を追加することを前提とする。なお、対象とする国内事案の範囲についての規律の在り方の検討に時間を要すると見込まれる場合には、甲案を採用すべきである。

【理由】

1 条約の調印の可能性を見据えた段階的対応の検討について

今回の法制審議会仲裁法制部会の議論は、調停による和解合意に執行力を付与すべきかに関する国内法制の整備が対象であり、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約」（以下「シンガポール条約」という。）に調印すべきかどうかは直接の議論の対象とされていない。もっとも、国内法制の整備内容は、同条約との整合性に配慮して検討がなされており、将来的に同条約を締結する可能性を見据え、同条約の規律との整合性に配慮して国内法制を整備するとの視点は正しいと言える。

すなわち、近時、国際紛争解決制度の整備促進を図るため、国際商事仲裁の活

用とともに、国際商事調停の活用が広く国際的に認識されている。国際商事仲裁とともに国際商事調停の活用を振興することは当連合会のみならず政府においてもこれを課題とし、2020年に成立した外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正においては、国際仲裁代理の範囲拡大とともに国際調停代理の規定整備も行われている。このような中、シンガポール条約が発効し、国際商事調停分野において和解合意に執行力を付与するニーズが高まっている。同条約は、外国で成立した国際商事調停について締約国において執行力を付与することを眼目として、調停の活用の国際的信頼を高めようとするものである。国際的商業活動に従事する日本企業及び個人にとっては、同条約締約国において執行力を付与される以上、同様の執行力が日本においても付与されることが調停制度の利用上望ましい。

日本がシンガポール条約に調印しない中、シンガポール条約の加盟国が増えた場合、日本企業が当事者となる案件について、外国企業が債務者となる和解合意は自国で執行されてしまうにもかかわらず、日本企業が債務者となる和解合意の場合は日本で執行力がないという非対称的な不公平が生じる。このため、日本企業が調停での解決を望んでも、外国企業から断られることになりかねない。

後記「4 和解合意に基づく民事執行の合意」に詳述するように、執行力を付与する実体的正当性及び手続的正当性の確保をより強めるため、和解合意に基づく民事執行についての合意を必要とすべきであり、このため、日本がシンガポール条約に調印・批准する場合には、オプトインの留保（シンガポール条約の締約国が、和解合意の当事者がシンガポール条約の適用に合意した限りにおいてシンガポール条約が適用される旨を宣言すること）が必須となる。日本がシンガポール条約にオプトインを留保して調印・批准する場合には、世界的趨勢がオプトアウトの原則で固まる前に調印・批准することが望ましいとも考えられる。

国際調停のみならず、国内調停による和解合意に執行力を付与する場合に、もしその範囲・条件等につきコンセンサスを得るのに時間が掛かるとするならば、国際調停への対応を先行させ、その後の実務の状況を踏まえながら、国内調停についても一定の条件の下で執行力を付与することを検討していく段階的アプローチも十分に検討に値するものとする。

以上の基本的視点を踏まえ、各案について意見を述べる。

2 甲案について

国際性を有する商事調停事案については、事案そのものが件数において限定的であり、一定の類型性を備えているとともに、それに関与する代理人・調停人などの関係者も相応な均質性を備えている点は、国際商事仲裁に準じて考察するこ

とができる。当事者自治に基づく合意への執行力付与に伴う弊害が国際調停にもありえるとしても、事案の限定性及び類型性に相応する代理人・調停人の均質性が備わっていることが弊害を生じにくくさせ、また、後述のとおり、執行力の付与を目的とする手続によっても弊害への対処が可能である。前述のとおり、国際商事調停の活用と振興を図る必要性が高いことに照らせば、少なくとも国際商事調停については執行力を付与すべきであるという観点から、甲案の内容は国際商事調停に関連する限り妥当なものとする。

「国際性」の定義については、シンガポール条約第1条第1項の規律のほか、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第2条第11号の2の規律を参考にし、国際性を広く認める考え方に賛同する。なお、当連合会内には、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第2条第11号の2の規律は、同法第3条から第5条に基づく懲戒又は弁護士法第72条違反に基づく刑事罰の適用を除外するための範囲を画するものとして設けられていることから、執行力を付与する対象としての「国際性」の定義の参考にすることについて整合性を欠くとの意見もあった。

3 乙1案について

国際調停の和解合意に加えて、国内調停の和解合意にも調停手続の如何を問わず執行力を認めるという考え方はあり得るが、当連合会内において、乙1案には、次の懸念が表明されている。民事事件一般にわたる和解合意について、調停手続の簡易性・利便性から、調停の実情は調停機関や調停人によって大きく異なり、例えばプラットフォームが顧客サービスのために提供するODRのように当事者間の相対交渉による和解契約と区別することが難しい場合も含まれる可能性が典型的に高まる。また、民事事件一般を念頭に置いた場合、多種多様な調停条項が想定されるところ、執行力が付与される必要十分な文言か否かが判然としない条項が作られ、その結果として執行することができず、ADRに対する信用が低下するおそれを否定することができない。他方で、定型的な債務名義を乱造する機関の登場や暴力団等の反社会的勢力による介入の可能性も否定できないのではないかと、等の意見が挙げられた。

このように、乙1案については、国内の調停機関の区別を問わず執行力を付与するという点で、現時点ではなお妥当ではないと考えられる。

4 乙2案について

国際調停の和解合意以外に、一定の条件を満たした国内調停の和解合意に限定的に執行力を認める乙2案については、国内調停の和解合意にも執行力を認める必要性が一定程度認められるため、「4 和解合意に基づく民事執行の合意」記

載の民事執行をすることができる旨の当事者の合意を要件とし、「7 和解合意の執行決定」及び「8 和解合意の執行拒否事由」記載の執行決定制度と執行拒否事由を規定することにより、「3 一定の紛争の適用除外」に述べる一定の紛争を除外した民事事件の認証紛争解決手続（及びその他の一定の調停手続）により成立した和解合意につき、実体的正当性及び手続的正当性を確保でき、弊害を制度的に十分に小さくし得ると考える。乙2案については、乙1案で表明された懸念は該当しない。したがって、国民的コンセンサスを基礎とした立法事実に照らして、早期法制化の条件が整っているのであれば、乙2案に基づき執行力を認めることに異論はない。

ただし、乙2案の前提として、執行力を認める調停手続には認証紛争解決手続に限らず、弁護士が調停人として関与する手続又は弁護士が調停機関の運営・手続遂行に関与する調停手続を含めることが必要と考える。これらの調停手続は、認証の有無にかかわらず、弁護士が和解を行うことが弁護士法に基づく固有業務の一つであることに照らし、本来的に実体的正当性及び手続的正当性の確保を基盤とする調停手続と言えるからである（なお、当連合会内においては、これらの調停手続の外延について、弁護士会によるADRにとどまらず、京都国際調停センター、公害等調整委員会及び都道府県公害審査会における調停による和解合意並びに原子力損害賠償紛争解決センターにおける仲介による和解合意等も検討対象とすべきとの意見もあった。）。

なお、乙2案について、早期の国内法制化が難しい場合には、まずは国際性を有する事案について国内法整備を先行させることも十分に検討に値すると考える。

3 一定の紛争の適用除外

この法律は、次に掲げる紛争に関する調停により成立した和解合意については適用しない。（注1）

- ① 消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第2項に規定する事業者をいう。）との間の契約に関する民事上の紛争（注2）
- ② 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）第1条に規定する個別労働関係紛争をいう。）
- ③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争（注3）

（注1）本文3は、前記本文2においていずれの案を採用したとしても、①ないし③に掲げた紛争に関する調停により成立した和解合意について、一律に適用除外とするものであるが、乙案を採用した場合には、①

又は③に掲げた紛争について、国際性の有無により異なる規律を設けるとの考え方もある。

(注2) 消費者紛争に関する和解合意につき、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与する対象とすることについて、引き続き検討する。

(注3) 家事紛争に関する和解合意につき、とりわけ扶養義務等の履行確保の観点から、一定の範囲又は要件の下、執行力を付与する対象とすることについて、引き続き検討する。

(参考) シンガポール条約第1条第2項

本条約は、以下の和解合意には適用されない。

- (a) 当事者の一方（消費者）が、個人、家族、または家庭用として関与する取引から生じた紛争を解決するために締結したもの
- (b) 家族法、相続法または雇用法に関するもの

【意見】

原則として賛成する。

【理由】

シンガポール条約及びモデル調停法には「商事」の内容を明確に定義した規定がなく、我が国の国内法における「商事」の用語は多義的であり、「商事」の定義を設けることは困難である。「商事」を積極的に定義するのではなく、広く民事事件を対象とした上、除外する紛争を特定した条項を設けることが適切である。

よって、民事紛争全般を対象とした上、シンガポール条約と同様、消費者紛争、個別労働関係紛争及び家事紛争を適用除外とすることに賛成である。ただし、今回の法制ではこれらの紛争を除外した上で、これらの分野を対象とする特別の立法により一定の機関・手続での調停に執行力を与えることにまで反対するものではない（なお、（注3）に関し、当連合会内においては、家事紛争に関する和解合意について、執行力を付与する対象とする方向で検討することに反対であるとの意見があった。）。

4 和解合意に基づく民事執行の合意

この法律は、和解合意の当事者が当該和解合意に基づいて民事執行をすることができる旨の合意をした場合に限り、当該和解合意について適用する。

(参考) シンガポール条約第8条第1項(b)

締約国は次のことを宣言することができる。

- (b) 和解合意の当事者が本条約の適用に合意した限りにおいて、本条約を適用すること。

【意見】

賛成する。

【理由】

調停の結果得られた和解合意に執行力を付与するには、実体的正当性と手続的正当性が確保されていることが重要となる。

調停による和解合意への執行力の付与を当事者の明示的かつ積極的な合意（意思）にかからしめ、執行力の有無について当事者に選択の機会を与えることで、執行力を付与する実体的正当性及び手続的正当性を、制度的に更に確保することができる。執行受諾宣言付公正証書を債務名義と認めるのは、当事者が執行力付与に特に合意している公正証書であれば、執行力を付与する実体的正当性及び手続的正当性が確保されていると考えるためであり、和解合意に基づく民事執行の合意に加え「7 和解合意の執行決定」「8 和解合意の執行拒否事由」の執行決定制度及び執行拒否事由の規定と相まって、国内の法制度との親和性は十分に認められる。

執行力を付与することの懸念として、執行力の存在が当事者を萎縮させるおそれがあり、自主性を旨とするADRの本質を害するおそれが指摘されることがあるが、執行力の付与を当事者の明示的かつ積極的な合意にかからしめることで、このような弊害の懸念を制度として軽減することができる。

なお、和解合意に基づく民事執行の合意と、オプトイン留保におけるシンガポール条約の適用に関する当事者の合意は、厳密には完全同一ではないため、両者の関係について同条約に反しない方向で調整する必要がある。

5 一定の和解合意の適用除外

この法律は、次に掲げる和解合意には適用しない。

- ① 裁判所により認可され又は裁判所の手続において成立した和解合意であって、その裁判所の属する国でこれに基づいて強制執行をすることができるもの。
- ② 仲裁判断としての効力を有する和解合意であって、これに基づいて強制執行をすることができるもの。

(参考) シンガポール条約第1条第3項

本条約は以下の和解合意には適用されない。

(a) 和解合意が

- (i) 裁判所により承認され、または、手続係属中に裁判所の面前で締結され、
- (ii) その裁判所の国で裁判として執行可能なもの。

(b) 仲裁判断として記録され、かつ、執行可能なもの。

【意見】

賛成する。

【理由】

- 1 裁判上の和解については、「ハーグ国際私法会議の民事及び商事に関する外国判決の承認執行に関する条約」との関係で別途の検討が必要である。
- 2 仲裁判断としての効力を有する和解合意については現行の仲裁法で既に執行力がある。

6 書面によってされた和解合意

- (1) 和解合意は、その内容が何らかの方式で記録されているときは、書面によってされたものとする。
- (2) 和解合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その和解合意は、書面によってされたものとする。
- (3) 電磁的記録については、当事者又は調停人の同一性を確認し、当該電磁的記録に含まれる情報に関する当事者又は調停人の意思を明らかにする方法が使用されており、かつ、その方法が、関連する合意を含むあらゆる事情に照らして、当該電磁的記録の作成又は伝達のために適切であると信頼することのできるものであるか又は上記の機能を事実上満たすと認められるときに、当該和解合意は当事者又は調停人によって署名されたものとする。

(参考) シンガポール条約第2条第2項及び第4条第2項

第2条第2項

和解合意は、その内容がなんらかの形で記録されている場合には、「書面性」を有するものとする。和解合意の書面性の要件は、後から参照するためにアクセス可能な情報が含まれている場合には、電子的通信によっても充足される。

第4条第2項

電子的通信に関しては、以下の場合に、和解合意が当事者により署名された、または、該当するときは調停人により署名された旨の要件を満たすものとする。

- (a) ある方法が、電子的通信内の情報において、当事者または調停人の同一性確認、及び当事者または調停人の意思を明らかにするために用いられていること。かつ、
- (b) その方法が、
 - (i) 関連する合意を含む全ての状況を考慮して、作成または通信という目的において適切に信頼できるものであり、または、
 - (ii) 前記(a)記載の機能を実際上満たしていることが、それ自体あるいは他の証拠と併せて明らかになること。

【意見】

賛成する。

【理由】

和解合意の存在や内容を確定するためには書面性が必要であるが、書面性に関する規律については、モデル仲裁法における仲裁合意の書面性要件と整合させるのが相当である。

7 和解合意の執行決定

- (1) 和解合意に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（和解合意に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。）を求める申立てをすることができる。
- (2) 前記(1)の申立てをするときは、当事者全員により署名された和解合意、当該和解合意が調停により成立したものであることを証明するもの（当該和解合意における調停人の署名、調停人が署名した証明書、調停を実施した機関による証明書その他裁判所が相当と認めるものをいう。）及び和解合意（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。（注1）
- (3) 前記(1)の申立てを受けた裁判所は、当該和解合意に関する他の申立てが他の裁判所、仲裁廷又はその他の権限ある機関に対してもされており、それが前記(1)の申立てに影響を及ぼし得る場合において、必要があると認めるときは、前記(1)の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、前記(1)の申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。
- (4) 前記(1)の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。（注2）
 - ① 当事者が合意により定めた地方裁判所
 - ② 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
 - ③ 請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所
- (5) 前記(4)の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄する。
- (6) 裁判所は、前記(1)の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- (7) 裁判所は、前記(1)の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
- (8) 前記(1)の申立てに係る事件についての前記(6)又は(7)の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- (9) 裁判所は、後記8の規定により前記(1)の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。

(10) 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、前記(1)の申立てについての決定をすることができない。

(11) 前記(1)の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(注1) 一定の要件の下、訳文添付の省略を認める規律を設けるとの考え方もある。

(注2) 「国際性」を有する和解合意に基づく執行決定の申立てについて、特別な管轄規律を設けるとの考え方もある。

(参考) シンガポール条約第4条第1項及び第3項並びに第6条
第4条

1 本条約に基づいて和解合意を援用しようとする当事者は、救済が求められている締約国の権限のある機関に対して、以下を提出しなければならない。

(a) 当事者全員により署名された和解合意

(b) 当該和解合意が調停から生じたものであることの証拠例えば、

(i) 当該和解合意上の調停人の署名、

(ii) 調停人により署名された、調停が行われたことを示す書面、

(iii) 調停を行った機関による証明書、または

(iv) 上記(i)、(ii)または(iii)を欠く場合は、権限ある機関において受理可能なその他の証拠

2 (略)

3 和解合意が、救済が請求された締約国の公用語で記載されていない場合、権限ある機関は、公用語への翻訳を提供するよう求めることができる。

4・5 (略)

第6条

和解合意に関する申立てまたは請求が、第4条に基づいて請求された救済に影響を及ぼし得る裁判所、仲裁廷またはその他の権限ある機関に対してされている場合は、当該救済が請求されている締約国の権限ある機関は、適当と認めるときは、その決定を延期することができ、また、一方当事者の申立てに基づき、他方当事者に相当な担保の提供を命じることができる。

8 和解合意の執行拒否事由

裁判所は、前記7(1)の申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれかがある場合(①から⑨までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下することができる。

① 和解合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。

② 和解合意が、当事者が合意により和解合意に適用すべきものとして有効に指定した法令(当該指定がないときは、裁判所が和解合意について適用

すべきものと判断する法令)によれば, 当事者の行為能力の制限以外の事由により, 無効であるか, 失効しているか, 又は履行不能であること。

- ③ 和解合意が, それ自体の文言によれば, 拘束力がないか, 又は終局性がないこと。
- ④ 和解合意が, 事後的に変更されたこと。
- ⑤ 和解合意に基づく義務が履行されたこと。
- ⑥ 和解合意に基づく義務が明確でないか, 又は理解することができないこと。
- ⑦ 和解合意に基づく民事執行が当該和解合意の文言に反すること。
- ⑧ 調停人に, 調停人又は調停に適用される規範に対する重大な違反があり, 当該違反がなければ当事者が当該和解合意をするに至らなかったこと。
- ⑨ 調停人が, 調停人の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実を当事者に開示せず, 当該不開示による重大又は不当な影響がなければ当事者が当該和解合意をするに至らなかったこと。
- ⑩ 和解合意に基づく民事執行が, 日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。
- ⑪ 和解合意の対象である事項が, 日本の法令によれば, 和解合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。

(参考) シンガポール条約第5条

- 1 第4条に基づいて救済が請求された締約国の権限ある機関は, 救済請求の相手方当事者の申立てに基づき, その当事者が権限ある機関に対して次の事由を証明する場合に限り, 救済の付与を拒否することができる。
 - (a) 和解合意の当事者の1人が, 完全な行為能力を有しない状態であったこと。
 - (b) 援用対象とされた和解合意が,
 - (i) 当事者が有効に従う法, または, その指定がない場合には第4条に基づく救済の請求がされた締約国の権限ある機関によって適用されると想定される法によれば, 無効であり, または履行をすることができないこと,
 - (ii) それ自体の文言によれば, 拘束力がないこと, または, 終局性がないこと, または,
 - (iii) 後から修正されたこと。
 - (c) 和解合意における義務が,
 - (i) 履行されたこと, または,
 - (ii) 明確でないこと, または, 理解可能でないこと。
 - (d) 救済を付与することが当該和解合意の文言に反すること。
 - (e) 調停人または調停に対して適用される規範について調停人による重大な違反があり, その違反がなければ当該当事者は和解合意を締結しなかったであろう場合, または,
 - (f) 調停人が, 当事者に対して, 調停人の不偏性または独立性に正当な疑問を抱かせる事情を開示せず, かつ, そのような開示の懈怠が, 当事者に, その懈怠がなけれ

ば当該当事者は和解合意を締結しなかったであろう重大な影響または不当な影響を与えたこと。

2 第4条に基づいて救済の請求がされた締約国の権限ある機関は、次のことを認める場合にも、救済の付与を拒否することができる。

(a) 救済の付与が、その締約国の公序に反する場合、または、

(b) 紛争の対象たる事項が、その締約国の法において、調停による和解が不可能なものであること。

【意見】

賛成する。

【理由】

和解合意に執行力を付与する大前提は、実体的正当性及び手続的正当性を確保し、かつ弊害除去を担保するため、仲裁判断の執行力付与の場合と同様の執行決定制度を導入し、少なくとも仲裁判断と同様の執行拒否事由を採用することである。かくして、裁判所の関与の下、和解合意の内容や手続の適切性、妥当性が確保されることになる。なお、7の(注1)(訳文添付)及び(注2)(「国際性」を有する和解合意に基づく執行決定の特別な管轄規律)について、国際仲裁の規律に準じた規律が適当であると考えらる。

9 和解合意の援用

和解合意の援用については、特に規律を設けないものとする。

【意見】

賛成する。

【理由】

我が国では、現行法上、既に特段の手続を経ることなく和解の効力を請求原因や抗弁等として訴訟で主張できるので、新たな規律は不要である。

第3部 民事調停事件の管轄に関する規律の見直し

民事調停事件の管轄に関し、次の規律を設ける(注)。

知的財産の紛争に関する調停事件は、民事調停法第3条に規定する裁判所のほか、同条の規定(管轄の合意に関する規定を除く。)により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

1 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

東京地方裁判所

2 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所

大阪地方裁判所

(注) 知的財産の紛争以外の紛争に関する調停事件の管轄等については、引き続き検討する。例えば、専門的な知見を要する〔専門的な知識経験が必要とされる〕事件を処理するために特に必要があると認められるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に事件を移送することができるとの規律や、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所において事件を自ら処理することができるとの規律を設けるとの考え方がある。

【意見】

賛成する。

【理由】

知的財産に関する調停については、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に一定の専門的知識・経験を有する人材が存在しており、適正な調停が期待できることに加え、知的財産訴訟の管轄が両地方裁判所に集中し、定着していることを踏まえ、調停から訴訟への移行が円滑になることから賛成である。